

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正案」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 案			現 行		
(略)			(略)		
<p><u>附 則</u> この規程は、令和3年6月29日から施行し、改正後の別表1は、<u>令和3年4月1日から適用する。</u></p>					
別表			別表		
1 保険適用外の料金			1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料等	分べん介助料 1児	<u>225,000</u>	処置料等	分べん介助料 1児	<u>210,000</u>
	分べん介助料 1児 を超えるときは1児 増すごとにつき	<u>225,000</u>		分べん介助料 1児 を超えるときは1児 増すごとにつき	<u>210,000</u>
	分べん終了時間が、平日 8時30分から17時			分べん終了時間が、平日8 時30分から17時15分ま	

	15分まで以外の場合及び休日8時30分から17時15分までの場合は、分べん介助料に <u>22,000円</u> を加算する。分べん終了時間が休日で8時30分から17時15分まで以外の場合は、分べん介助料に <u>44,000円</u> を加算する。	
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)

【改正理由】

分娩介助料について、近隣病院及び他大学病院の現行料金並びに最近の動向を勘案し、所要の改正を行うものである。

	で以外の場合及び休日8時30分から17時15分までの場合は、分べん介助料に <u>21,000円</u> を加算する。分べん終了時間が休日で8時30分から17時15分まで以外の場合は、分べん介助料に <u>59,000円</u> を加算する。	
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)